

自治基本条例事務局素案(たたき台)及び

ワーキング検討結果比較表(全体)

(第1条～第37条)

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
<p>(前文)</p> <p>私たちのまち石垣市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統あるまちとして、また平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました</p> <p>この風土の生み出す恵みは、先人の心に感謝、思いやり、また進取の気性を育み、人と自然が調和する社会をつくり、清新な文化、優れた産業を生みだし、住みよいふるさとを築いてきました。</p> <p>私たちは、このまちを心から愛しており、誇りにも思っています。そして私たちは、多くの人びとの、たゆまぬ努力により成長してきた、このふる里の豊かな自然を大切に守り育てつつ、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、石垣市をさらに豊かなものとして、未来へ引き継ぐことをめざします。</p> <p>そのためには、地域のことは地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。</p> <p>このため、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く認識し、誰もがまちづくりに参画することによって、自らの地域は自らの手で築いていこうとするわたしたちのまちの自治を推進し、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会及び行政の役割など、自治の基本を定める規範として、ここに、石垣市自治基本条例を制定します。</p>	<p>(前文)</p> <p>私たちのまち石垣市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統あるまちとして、また平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました。</p> <p>この風土の生み出す恵みは、先人の心に感謝、思いやり、また進取の気性を育み、人と自然が調和する社会をつくり、清新な文化、優れた産業を生みだし、住みよいふるさとを築いてきました。</p> <p>私たちは、このまちを心から愛しており、誇りにも思っています。そして私たちは、多くの人びとの、たゆまぬ努力により成長してきた、このふる里の豊かな自然を大切に守り育てつつ、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、石垣市をさらに豊かなものとして、未来へ引き継ぐことをめざします。</p> <p>そのためには、地域のことは地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。</p> <p>このため、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く認識し、誰もがまちづくりに参画することによって、自らの地域は自らの手で築いていこうとするわたしたちのまちの自治を推進し、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会及び行政の役割など、自治の基本を定める規範として、ここに、石垣市自治基本条例を制定します。</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治に基本原則を明らかにするとともに、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、石垣市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、市民の権利及び責</p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
<p>市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働の仕組みに関する基本事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、市民の福祉を向上し、個性豊かで活力に満ち、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>務、事業者等の権利及び責務、市議会及び市長その他の執行機関の責務並びに市政運営の原則を定めることにより相互に理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とする。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 <u>市内に居住し、在勤又は在学する個人及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。</u></p> <p>(2) 参画 市民が、施設の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。</p> <p>(3) 協働 <u>市民及び市がそれぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に協力し補完することをいう。</u></p> <p>(4) <u>新しい公共の原則</u> <u>市民及び市が協働による自治の下で、それぞれ適切に役割を分担して、公共の利益を担うことをいう。</u></p> <p>(5) コミュニティ 市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らせる地域をより良くすることを目的とし、自主的に形成された組織及び集団をいう。</p> <p>(6) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 <u>市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。</u></p> <p>(2) 市 <u>市長を代表者とする基礎自治体としての石垣市をいう。</u></p> <p>(3) <u>執行機関</u> <u>市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</u></p> <p>(4) 参画 市民が、施設の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。</p> <p>(5) 協働 <u>市民、事業者等及び市がそれぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に協力し補完することをいう。</u></p> <p>(6) コミュニティ 市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らせる地域をより良くすることを目的とし、自主的に形成された組織及び集団をいう。</p> <p>(7) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。</p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
<p>第2章 基本理念・基本原則 (基本理念)</p> <p>第3条 市民及び市は、次に掲げることを自治の基本理念とする。</p> <p>(1) 身近な地域の課題について、<u>住民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、多様な市民及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。</u></p> <p>(2) <u>市は、市民、事業者等及び関係機関と連携し、自らの判断と責任の下に、自主的かつ自立した市政運営の確立を図ること。</u></p>	<p>第2章 基本理念・基本原則 (基本理念)</p> <p>第3条 市民及び市は、次に掲げることを自治の基本理念とする。</p> <p>(1) 身近な地域の課題について、<u>市民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、市民及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。</u></p> <p>(2) <u>市は、国及び沖縄県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。</u></p>
<p>(基本原則)</p> <p>第4条 市民及び市は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 <u>市民及び市が、相互に情報を提供し、共有すること。</u></p> <p>(2) 参加の原則 市民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること。</p> <p>(3) 協働の原則 地域社会に関わる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。</p> <p>(4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いに<u>配慮するとともに、多様な市民の個性を尊重すること。</u></p>	<p>(基本原則)</p> <p>第4条 市民及び市は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 <u>市民、事業者等及び市が、相互に情報を提供し、共有すること。</u></p> <p>(2) 参加の原則 市民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること。</p> <p>(3) 協働の原則 地域社会に関わる多様な主体がそれぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。</p> <p>(4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いを<u>認め、多様な市民の個性を尊重すること。</u></p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
<p>第3章 市民の役割 (市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、<u>すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げる権利を有する。</u></p> <p>(1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利 (2) 市政に参加する権利 (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利 (4) 行政サービスを受ける権利</p> <p>2 <u>市民は、まちづくり及び市政への参加又は不参加によって、いかなる差別も受けない。</u></p>	<p>第3章 市民の役割 (市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、<u>個人として尊重され、自治運営のために、次に掲げる権利を有する。</u></p> <p>(1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利 (2) 市政に参加する権利 (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利 (4) 行政サービスを受ける権利</p>
<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、自治運営において、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) <u>互いの自由と人権を尊重すること。</u> (2) <u>参加及び協働に当たり、自らの発信と行動に責任を持つこと。</u> (3) <u>次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。</u> (4) <u>市政運営に伴う負担を分担すること。</u></p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、自治運営において、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) <u>参加及び協働に当たり、自らの発信と行動に責任を持つこと。</u> (2) <u>次の世代に配慮した、地域社会を築くよう努めること。</u> (3) <u>市政運営に伴う負担を分担すること。</u></p>
<p>第4章 事業者の役割 (事業者の権利)</p> <p>第7条 <u>事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</u></p>	<p>第4章 事業者等の役割 (事業者等の権利)</p> <p>第7条 <u>事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。</u></p> <p>2 <u>事業者等は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。</u></p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
<p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。</p> <p>2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。</p>	<p>(事業者等の責務)</p> <p>第8条 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、社会的な責任を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者等は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するとともに、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。</p>
<p>第5章 議会の役割</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第9条 議会は、市の意思決定機関として、開かれた議会運営を図ることにより市民の意思を反映し、市民の福祉の増進に努めなければならない。</p>	<p>第5章 市議会の役割</p> <p>(市議会の責務)</p> <p>第9条 市議会は、市の意思決定機関として、開かれた議会運営を図ることにより市民の意思を反映し、市民の福祉の増進に努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査、監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。</p> <p>3 市議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。</p>
<p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、市民の代表者として、市民の信託にこたえ、誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、市民の代表者として、市民の負託にこたえ、誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。</p> <p>3 議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の</p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
	<p><u>見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</u></p>
<p>第6章 <u>市の役割</u> (意向把握等)</p> <p>第11条 <u>市は、基本理念にのっとり行政運営に当たるとともに、行政運営に対する市民の満足度を高めるため、常に市民の意向を把握し、市政の運営に反映させるものとする。</u></p>	<p>第6章 <u>市の執行機関の役割</u> (市長の責務)</p> <p>第11条 <u>市長は、この条例を遵守し、市民の負託にこたえ、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努め、市民主体の自治の実現を図らなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、市政の総合的かつ計画的な将来像を示し、その実現に向け、全力を挙げて取り組まなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、職員を指導監督するとともに、効率的、効果的な市政運営に努めなければならない。</u></p>
<p>(説明責任)</p> <p>第12条 <u>市は、市政運営における公正を確保し、透明を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、その内容を市民にわかりやすく説明しなければならない。</u></p>	<p>(執行機関の連携及び協力)</p> <p>第12条 <u>市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。</u></p>
<p>(職員の責務)</p> <p>第13条 <u>職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、<u>自らが市民の一員であることを自覚し、常に自己研鑽に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行する責務を有する。</u></u></p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第13条 <u>職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、<u>誠実かつ効率的な職務の遂行に努めなければならない。</u></u></p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
<p>第7章 市政運営 (総合計画の策定と進行管理)</p> <p>第14条 市は、<u>市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。</u></p> <p>2 市は、<u>基本構想及び基本計画等（以下「総合計画」という。）を効果的にかつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めなければならない。</u></p>	<p>第7章 市政運営 (総合計画)</p> <p>第14条 市は、この条例の理念にのっとり、<u>市政の運営を図るための総合的な計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。</u></p> <p>2 <u>執行機関は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>執行機関は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。</u></p>
<p>(行政手続)</p> <p>第15条 市は、<u>市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。</u></p>	<p>(行政手続)</p> <p>第15条 市は、<u>市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の手続について必要な事項は、別に条例で定めなければならない。</u></p>
<p>(市民からの意見及び要望)</p> <p>第16条 市は、<u>市政の市民の信頼を確保するため、市民からの意見及び要望を迅速かつ誠実に対応し、市民の権利利益の保護に努めなければならない。</u></p>	<p>(市民からの意見、要望等)</p> <p>第16条 市は、<u>市民からの意見、要望等に迅速かつ誠実に対応し、市民の権利利益の保護に努めなければならない。</u></p>
<p>(説明責任)</p> <p>第12条 市は、<u>市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。</u></p>	<p>(説明責任)</p> <p>第17条 市は、<u>市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。</u></p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
<p>(行政評価)</p> <p>第17条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるとともに、公表するよう努めなければならない。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第18条 執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるとともに、<u>市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。</u></p>
<p>(健全な財政運営)</p> <p>第18条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 <u>市は、市民に分かりやすく財政状況を説明するため、財政状況の公表に関し法令及び別に定める条例により、これを公表するものとする。</u></p> <p>3 <u>市は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。</u></p>	<p>(健全な財政運営)</p> <p>第19条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 <u>市は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>市は、市民に分かりやすく財政状況を説明するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>財政状況の公表に関して必要な事項は、別に条例で定める。</u></p>
<p>(審議会等)</p> <p>第19条 市の審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の委員の選任に当たっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>審議会等の会議は、個人情報の保護、公正な審議、その他会議の円滑な運営に支障があるとして当該審議会等があらかじめ定めた場合を除き、公開するものとする。</u></p>	<p>(審議会等)</p> <p>第20条 <u>市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の委員の選任に当たっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>審議会等の会議は、個人情報の保護、公正な審議その他会議の円滑な運営に支障がある場合を除き、公開するものとする。</u></p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
<p>(執行体制の整備)</p> <p>第20条 市は、社会や経済情勢の変化及び本市が直面する課題に対応するため、その組織及び機構の妥当性を絶えず検証し、効果的で効率的な執行体制を整備するとともに、必要に応じて組織横断的な調整を図り、適切な調整を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(組織)</p> <p>第21条 執行機関は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民に分かりやすい組織の編成に努め、常にその見直しに努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。</p>
<p>(パブリックコメント)</p> <p>第21条 市は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保するため、パブリックコメント（意思決定前に市民の意見を求める手続をいう。）を実施するものとする。</p> <p>2 パブリックコメントの対象、実施方法その他の必要事項については、市長が別に定め、これを公表しなければならない。</p>	<p>(意見公募手続)</p> <p>第22条 執行機関は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保するため、意思決定前に市民の意見を求める手続（以下「パブリックコメント」という。）を実施するものとする。</p> <p>2 執行機関は、パブリックコメントにより提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行わなければならない。</p>
<p>(情報の公開及び共有)</p> <p>第22条 市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供するなど、市民との情報の共有に努めなければならない。</p>	<p>(情報の公開及び共有)</p> <p>第23条 市は、市民の知る権利を尊重するとともに、公正で透明な市政の実現を図るため、市の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定による情報の公開及び共有に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第23条 市は、別に条例に定めるところにより、市民が自己に関する情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障し、個人情報</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第24条 市は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報について、適切に保護し、その開示等については、必要な措置を</p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
<p><u>の確立に努めなければならない。</u></p>	<p><u>講ずるよう努めなければならない。</u>                  2 <u>前項の規定による個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</u></p>
<p>（情報の有効活用等）                  第24条 市は、市民との情報の共有及び総合的な情報化の推進を図るため、市の保有する情報を有効的に活用するとともに、適切に管理するよう努めなければならない。</p>	<p>（削 除）                  ※第23条（情報の公開及び共有）と重複する部分があるため削除</p>
<p>第8章 安心、安全なまちづくり                  （保健、医療、福祉の充実）                  第25条 市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現をめざすため、保健、医療、福祉の充実に努めなければならない。</p>	<p>第8章 安心、安全なまちづくり                  （保健、医療及び福祉の充実）                  第25条 市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現をめざすため、保健、医療及び福祉の充実に努めなければならない。                  2 <u>市民は、一人ひとりが健康的な生活を営むため、自らの健康状態を意識し、健康づくりに努めるものとする。</u></p>
<p>（防犯と交通安全の推進）                  第26条 市は、別に条例で定めるところにより、<u>市民、事業者等と連携し、地域の防犯及び交通安全の推進に努めなければならない。</u></p>	<p>（防犯及び交通安全の推進）                  第26条 市は、<u>学校、地域、家庭とその関係する機関が連携し、市民が安全で、安心して暮らせるまちづくりのため、環境を整備するとともに、防犯活動と交通安全の推進に努めなければならない。</u>                  2 <u>防犯及び交通安全の推進に関して必要な事項は、別に条例で定める。</u></p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
	<p>新規挿入</p> <p>(危機管理)</p> <p>第27条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、<u>総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。</u></p> <p>2 市民は、<u>大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。</u></p>
<p>第9章 参画及び協働</p> <p>(参画及び協働の推進)</p> <p>第27条 市は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うに当たっては、市民が参画できるよう、その機会の拡充に努めるものとする。</p> <p>2 市民及び市は、<u>新しい公共の原則に基づき、相互に信頼し、尊重し合い及び協働するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第9章 参画及び協働</p> <p>(参画及び協働の推進)</p> <p>第28条 市は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うに当たっては、市民が参画できるよう、その機会の拡充に努めるものとする。</p> <p>2 市民及び市は、<u>協働のまちづくりを推進するため、互いの特性を発揮しながら課題解決に取り組むものとする。</u></p>
<p>(住民投票)</p> <p>第28条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができる。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第29条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、<u>その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。</u></p> <p>2 <u>市民、議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</u></p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
	<p>(新規に挿入)</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第30条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところによりその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。</p>
<p>第10章 自然環境と風景づくり (自然環境の保全と風景づくりの創出)</p> <p>第29条 石垣島の自然は、市民共有のかけがえのない財産であり、わたしたちはわたしたちをとりまく自然環境と風景に対し、それを享受する権利とともに次世代へ保存し、保全継承するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、別に条例に定めるところにより、市民、事業者等と相互に協働して自然環境を保存し保全するとともに、個性豊かでうるおいある風景づくりに努めなければならない。</p>	<p>第10章 自然環境と風景の保全 (自然環境と風景の保全)</p> <p>第31条 市民、事業者等及び市は、相互に協力して市民共有のかけがえのない財産である自然環境と風景を保全し、次の世代へ継承するよう努めなければならない。</p> <p>2 自然環境と風景の保全に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
<p>第11章 コミュニティ活動の推進 (コミュニティ活動の推進)</p> <p>第30条 市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動（以下「コミュニティ活動」と称する。）に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、<u>活力ある地域社会の実現に寄与するコミュニティ活動の推進を図るため、別に条例で定めるところにより、これを支援するものとする。</u></p>	<p>第11章 コミュニティ活動の推進 (コミュニティ活動の推進)</p> <p>第32条 市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動（以下「コミュニティ活動」と称する。）に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、<u>コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動に対し必要な支援を行うものとする。</u></p>
<p>(文化の継承)</p> <p>第31条 市民及び市は、市民共有の財産である郷土の歴史や伝統文化の保存及び継承に努めるものとする。</p>	<p>(文化の継承)</p> <p>第33条 市民及び市は、市民共有の財産である郷土の歴史や伝統文化の保存及び継承に努めるものとする。</p>
<p>第12章 広域的な連携及び協力 (国及び他の地方公共団体との協力)</p> <p>第32条 市は、共通する課題を解決するため、国、県及び他の市町村と相互に広域的な連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第12章 広域的な連携及び協力 (国及び他の地方公共団体との協力)</p> <p>第34条 市は、共通する課題を解決するため、国、県及び他の市町村と相互に広域的な連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。</p>
<p>(国際交流及び平和の推進)</p> <p>第33条 市は、<u>まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。</u></p> <p>2 市は、<u>平和な社会を実現するため、市民、事業者等と協働し、平和活動の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>(平和活動及び国際交流の推進)</p> <p>第35条 市は、<u>平和な社会を実現するため、市民、事業者等と協働し、平和活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p>2 市は、<u>まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。</u></p>

○石垣市自治基本条例事務局素案（たたき台）及びワーキング検討結果比較表（全体）

事務局素案	ワーキング検討結果
<p>第13章 条例の位置付け等 (条例の位置付け)</p> <p>第34条 この条例は、市政運営の最高規範であり、市は、他の条例等の制定又は<u>改正</u>に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>第13章 条例の位置付け等 (条例の位置付け)</p> <p>第36条 この条例は、市政運営の最高規範であり、市は、他の条例等の制定又は<u>改廃</u>に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を確保しなければならない。</p> <p>2 <u>市民、事業者等及び市は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めるものとする。</u></p>
<p>(条例の見直し)</p> <p>第35条 市は、<u>社会、経済等の情勢の変化に対応するため、必要に応じ、この条例を見直すものとする。</u></p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第37条 市民、事業者等及び市は、<u>社会、経済等の情勢の変化に対応するため、この条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。</u></p>